

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- ホームヘルパー（訪問介護員等）の雇用保険の適用と労働時間の算定について（参考送付）

（合計 本紙含め 4 枚）

vol. 108.

平成13年4月5日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成13年4月5日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

本日、職業安定局雇用保険課より、別添の文書が全国の指定訪問介護事業所あてに送付
されましたので、参考までに送付します。

指定訪問介護事業所の事業主の皆様へ

ホームヘルパー（訪問介護員等）の雇用保険の適用と労働時間の算定について

1 ホームヘルパーの雇用保険の適用について

(1) 雇用保険は実態として雇用関係がある者が適用

雇用保険については、雇用契約を締結されている方はもちろんのこと、契約の形態が委任契約等の者であっても、実態として雇用関係があると認められるものについては適用されますので、ホームヘルパーとの関係が雇用関係ではないとして雇用保険の資格取得手続を行っていない事業所については、確認のため管轄の公共職業安定所にご相談下さい。

(2) 雇用保険の適用基準

○ 1週間の所定労働時間が事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同様の労働者については、原則として、雇用期間にかかわらず、雇用保険が適用されます。

○ また、パートタイマー労働者（1週間の所定労働時間が事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、4.0時間未満の者）については、次のいずれにも該当する場合に雇用保険が適用されます。

イ 1週間の所定労働時間が2.0時間以上であること

ロ 反復して就労する者であること

・具体的には1年以上引き続き雇用されることが見込まれる場合です。

○ これは、ホームヘルパーについても適用されますので、この要件を満たす者については、雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出して下さい。

2 ホームヘルパーの労働時間について

ホームヘルパーの労働時間には、以下の時間が含まれます。雇用保険の適用に係る所定労働時間の算定に当たっては、この点についてご留意下さい。

(1) 移動時間

移動時間については、介護サービスの利用者宅間の移動を使用者が命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当します。

したがって、事業所や集合場所から利用者宅への移動時間や一の利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合は労働時間と考えられます。

(2) 業務報告書の作成時間

業務報告書を作成する時間については、業務上義務付けられている場合には、労働時間に該当します。

したがって、業務報告書の作成が契約上明示されている場合のみならず、その作成が全くの任意ではなく、一定の様式によって一定期間毎に事業所に提出しなければならないとされている場合には、その作成に要する時間は労働時間と考えられます。

(参考)

介護保険の指定訪問介護事業者の指定基準においては、訪問介護員等について以下のように規定されています。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月厚生省令第37号）（抄）

(勤務体制の確保等)

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

(18) 勤務体制の確保等

基準30条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。
- ③ 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。特に、訪問介護員のうち、3級課程の研修を修了した者について、身体介護を担当することは、暫定的な措置であることにかんがみ、できる限り早期に2級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。